

づく例えば不審な車や人影、そういったものに気づいたら、知らせてもらうというふうな市民ぐるみの対策をさらに推進すべきであるというふうにご考えております。

その対策といたしまして、今現在1カ所保護看板を設置しているわけですが、さらにその民家の敷地以外の生息地、もう1カ所程度ありますけれども、そこの部分にも保護看板、説明版の設置について検討してまいりたいというふうに思いますし、あと、例えば地元小学校での総合活動、総合学習活動での観察会による意識の啓蒙、これによりながら地域に根差した保護活動の運動の盛り上げ、これらによりまして、違法採取への監視体制の強化になることを期待してもらいたいというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。ここで、暫時休憩をいたします。

再開は3時25分といたします。

+

午後 3時07分 休憩

午後 3時25分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

これより各会計補正予算の細部審査に入ります。なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第74号 平成16年度長井市  
一般会計補正予算第8号についての  
質疑

大沼 久委員長 まず、議案第74号の1件についてご質疑ございませんか。15番、藤原民夫委

員。

15番 藤原民夫委員 11ページの保育園費についてお聞きしたい。この議案第73号の保育所設置条例の一部改正の中で、その提案理由として、はなぞの保育園を長井市社会福祉協議会に移管するためだというふうにご設置条例になっておりますが、しからば、財政課長にこれをお聞きいたしますかな。どうして、債務負担行為を起こさなかったものか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。債務負担行為の設定につきましては、通常支出負担行為をするに当たりまして、年度をまたぐ場合、2カ年以上というふうなことになるかと思っておりますけれども、年度をまたぐ場合に必要だというふうなことになります。

一方、今回の平成17年4月1日から社会福祉協議会の方に委託されるであろう、この保育の関係につきましては、今年度中に支出負担行為が全然予定されていないというふうなことになりますので、債務負担行為の設定は必要ないというふうに認識しているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 今回の補正にこの保育問題に当たっては、既に1億3,000万ぐらいの見込みをもって進め、そして、職員の募集を既に行っているというふうなことで、これは予算を伴う条例ではないかと。それなのに、この予算に計上がないということについては、問題はないわけですか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。確かに社会福祉協議会の方で職員を採用することになりますので、社会福祉協議会の方では予算的な配慮というのは、当然17年度以降必要になるかと思っておりますけれども、こちらの方といたしましては、直接的に長井市の方で採用試験を実施す

+

るわけでもございませんので、その辺のところについては必要がないというふうに認識しております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 法例に詳しい総務課長にお聞きをいたしますが、自治法の第222条ですね。今のことに関係あるわけですが、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないというふうな条文があるわけです。しかし、これは委託費という形での予算が当然伴うと、しかも、この議案にその提案理由がしっかり出ているというふうなことから、この222条にこれが該当しないものか、そこをお聞きいたします。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 お答えします。確かに地方自治法の第222条では、そうやって規定してございます。それで、例えばなんですが、今まで何もなかったもの、これを条例設定することによりまして、新たに予算措置が必要になりますよと、もしくは、その余計に金がかかりますよと、余計に金がかかるというのは、適当ではありませんが、新たに支出せざるを得なくなるとなった場合には、222条の規定が該当になるわけです。

的確に予算措置が講ぜられる見込みがある場合と申しますのは、一緒に予算提案してもいいというふうな規定があるわけなんです。今までも保育士さんの人件費等についてはかかっておりました。それがたまたま節、1節から28節まであるわけなんです。これを節がちょっと変わるだけ、考え方によっては、そういったとらえ方ができますし、これ222条で言う新たな支出を伴うというふうには該当しないというふうに私は理解しているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 先ほどの財政課長ですと、この年度をまたぐ場合の問題を言って、これが該当しないというふうなことでありましたが、今お聞きしますと、新たな支出をせざるを得なくなると。今回のあれは、新たな支出をせざるを得なくなるという場合に該当するんじゃないんですか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 財政課長は、債務負担行為のことで答弁したものと思っております。

大沼 久委員長 ほかにございませんか。6番、安部 隆委員。

6番 安部 隆委員 14ページ、消防費2、3目でありますけれども、ここで広報誌作成用パソコン購入とありますけれども、この具体的にどんなことをなさるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

大沼 久委員長 鈴木国男消防主幹。

鈴木国男消防主幹 お答えをいたします。消防の活動につきましては、特に火災が発生、災害が発生してからの活動とあわせて最も大切な部分については予防、そういった部分の活動も大切だというふうに考えておるところであります。そういった啓蒙の作成等に必要なパソコン機材を購入するものでございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 6番、安部 隆委員。

6番 安部 隆委員 啓蒙の作成と広報紙とここにありますが、その辺はこの整合性が若干あるのかわかりませんが、これは新たなその消防団ですね。非常備ですから、西置であります。常備消防ではいろんな広報紙等もあります。その辺は、年度途中からこういったものを発行すると、こういうふうなことなんですか。その啓蒙活動の中で、こういったことをすると、こういうことですか。

大沼 久委員長 鈴木国男消防主幹。

鈴木国男消防主幹 お答えいたします。ただい

+

ま申し上げたとおり、今後そういった部分の活動に対応するためにパソコン等を準備して配慮してまいりたいというふうに考えているところです。

大沼 久委員長 6番、安部 隆委員。

6番 安部 隆委員 いろいろ災害等がありますから、必然性がありますから、それはそれで理解していますけれども、やはり16年度、今年度は非常に厳しい予算の中で、消防においても我慢の年であります。そういったときに、この施設費とその他、3目には軽可搬ポンプ購入でありますけれども、やっぱりこういったところにこういった予算をきちっと使っていただきたいと、この広報紙作成はわかりますけれども、これは新たなこの年からやるというようなことで、私はお諮りをしていただきたいなというふうに思います。

なぜならば、この件については、我々消防団、全然話を聞いていません。広報紙作成も、そういったものも全然わからない中で、こういったことがやられるというようなことは、非常に残念だなと。こんないいことが何もなく進むというのは残念だなと思います。市長、どういうものですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご指摘のように、現場の声をしっかりと受けとめてやるべきであるというふうに思います。

大沼 久委員長 6番、安部 隆委員。

6番 安部 隆委員 消防主幹、今市長が言ったように、やはりもうちょっと我々の声を要望をきちっと把握してやってくださいよ。いかがですか。

大沼 久委員長 鈴木国男消防主幹。

鈴木国男消防主幹 お答えいたします。市長おっしゃるとおりに対応したいと思いますが、今回の事業につきましては、可搬の軽量のいわゆる山火事防止などを配慮できる消防ポンプと

事務費がセットになっておりますので、そういった部分を総合的に考えまして購入するものでございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

大沼 久委員長 6番、安部 隆委員。

6番 安部 隆委員 ですから、そういったものも含みまして、わかりやすく説明をしていただきたいということです。やはり山火事用わかりますよ。ですけれども、これが80万、いや、66万ですから、もうちょっと予算をとっていただければ、2台買われると、これ何台かわかりませんが、そういったことにも通じるのではないかなというふうに思いますので、今後ともそういったところをきちっと我々に話をしながら進めていただきたいと思います。

大沼 久委員長 鈴木国男消防主幹。

鈴木国男消防主幹 お答えをいたします。安部委員おっしゃるとおりに配慮してまいりたいというふうに思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 先ほど藤原委員に答えていた部分というのは、新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算の措置が的確に講じられる見込みがというふうなところですね、222条のところね。新たな予算が私は必要になると思っているんですが、現在の保育事業をやっているものというのは、委託事業ではないですよ。理屈としては同じだと思うんですが、債務負担行為の補正の中で、今回長井市緑が丘斎場火葬業務委託料の部分ですね。毎年こここういうふうな格好でやっているんだと思います。それで、今回は800万、前回は800万で、今回不用額として100万なので、およそ700万なんだろうと思いますが、そことどういふふうに違うというふうに考えればよろしいでしょうか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 73号につきましては、はな

その保育園を落とすよと。なくすものでございまして、これによりまして、逆に金がかかる要因が、この場面ではなくなったというふうなことになります。ですから、この関係では222条の規定は該当しないというものでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういふのは、ちょっと詭弁だよ。委託することはっきりわかっているでしょう。だって、施設は移管すると、資料の中では、保育を委託すると言っただよ。そんなもの、予算伴わないなんていうのが詭弁なような気がするけれど、そこはどうなんですか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 委託をするのは17年度からでございますので、この場合は、17年度予算の方に計上すれば事足りるというふうなことになるかと思えます。その17年度予算につきましては、3月議会に提案申し上げまして、そこでご審議いただくことになるというものでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういふ問題ではないでしょうが、既に人を採用しているんですよ。それをわかっているんですよ。だから、社協の方で予算を組まなければいけない。社協の方でその分予算を組むという場合に、担保がなければ採用できないでしょう。そうではないですか。委託間違いなく受けられるという担保がなければ、受けられない。人の採用だってできないんじゃないですか、社協だって。市長、余計なことを言っているな。おれが質問しているのに。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 社会福祉協議会の方については、ちょっとまた別に置かしまして、例えば一般会計といいますか、長井市のことを仮定しまして、ご説明申し上げたと思いますが、市においても職員を採用いたします。ですが、職員採

用するに当たりますと、新年度からその分が余計にかかるからというようなことで、債務負担行為を設定するんですかというふうなことが問題になります。地方自治体においては、何条か忘れちゃったけれども、地方自治法上で職員を置くというふうな規定がございます。同じ地方自治法の第204条でもって、職員には給料及び旅費手当を支給せよというふうなことになっています。

地方公共団体においては、必ず職員を置くんですよ。職員を置いた場合には、条例の定めるところによりまして、給料と手当関係なんです。これ支給するというふうな規定になっておりますので、この人事面といいますか、その職員採用については、これは支出負担行為には該当しないというふうな行政実例がございます。

ですから、例えば平成3年度の採用試験におきまして、平成4年4月1日採用で37名採用するというふうなことがございました。大幅にふえたわけでございます。第一あのときも、債務負担行為新たにそれ負担になりますからというふうなことで、設定しましたからという、設定しておりません。職員採用に当たりますと、こういうふうな地方自治法上の話でございますけれども、規定がございますので。

それからもう一つ、採用通知は出しますけれども、たしか間違いはないはずかと思うんですが、もし採用できない事由があった場合には、これは取り消しというふうなこともあり得るというふうな、たしかそういったこともあったはずでございます。

社会福祉協議会については、すべて一緒かというふうなことは、ちょっと私社会福祉事業法ですか、そちらの方余り詳しくないものですが、わかりませんが、地方自治体においては、そういった法例的なものがございまして、債務負担行為云々というようなことは、私は必要ないだろうというふうに理解しているところ

でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 社会福祉協議会が予算を持っているか、持っていないかというのは、関係がない話ということですね、それとね、委託しようとするところですよ。人を採用するというのは、内定作業もするんですね。4月1日から社会福祉協議会、採用することを約束しますよと、何人するか知らないけれども、18人ぐらいするというふうになると思いますけれども。

ただ、その人たちというのは、今いる職場、または新しく学校を卒業した人がいるわけですが、今いる職場を当然やめる予定で応募するんですね。応募して、何にも担保なくて、今の大勢で行きますと、間違いなく保育園の委託料の予算は、可決するという自信があるからかもしれないけれども、必ずしもそうではない場合があります。そこが人を採用してしまっただけけれども、もともとないわけですから、それ新たな事業でしょう。

定款変更して、その部分を社会福祉協議会として、新たな事業をするんですね。そこに対する委託の額はおよそ1億3,000万ぐらいですよというふうに、これまでの質疑の中で答えているわけだ。だったら、財政的な裏づけが当然あって、私はしかるべきだという、そんな難しいことを言っているのではなくて、あってしかるべきというふうに私は思うんですが。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 社会福祉協議会の方では、職員採用にかかる競争試験は実施したというふうに聞いておりますが、あくまでも採用は4月1日付になろうかと思っております。ですから、試験には合格しましたというふうなことだけで、まだ採用していないわけございまして、当然社会福祉協議会の方では、市の方からはなぞの保育園、これの運営を移管されるというふうなこと

とで、市の方では法に基づいて、園児数1人につき、その年齢別にもあるようでございますが、それらを委託料で支出する。そういった裏づけ、裏づけといいますか、そういった市の方の方針に基づいて採用試験を実施したというふうに理解しておりますので、私は別段問題があるというふうには思っていないところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 その部分は、総務課長の歯切れのいい言葉で、何となく巻かれた感じがしますが。市民課長にお伺いします。先ほどちょっと口にした緑が丘斎場火葬業務委託料800万で委託の債務負担行為を今年度もやって、それで今回の予算でマイナス100万円の提案をしていて、およそ700万でシルバー人材センターが請け負うという格好になったんですね。私は、協議会のとくも申しあげましたけれども、700万で、700万をちょっと切れるぐらいで請け負えるというのは、請け負ったわけですね。

すると、その前の年というのはJAさんがやっていたんですね。JAさんはもっと高かったんですね。幾らだったかというのは正確には忘れまして。そこにいた職員がいましたね。2人半というふうにかかるというふうに言ったんで、人間を半分にすることはできないんで、3人だったんでしょ、多分。そうすると、その人たちというのは、シルバー人材センターさんがとった、仕事をするようになったがゆえに、その人たちは身の振り方がわからないけれども、解雇されたんだと思うんですね。JA葬祭社の方から、解雇されたんだと思います。

1年間是这样やって700万でやった後、これつり上げるのに可能になりませんか。私はこの額でできるんだったら、積算いわゆる一般に言う積算なんという格好をとる必要がなくて、やっぱり700万なら700万程度の債務負担でいいような気がするんですが、どういうふうに理解すればいいでしょうか。

+

+

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをさせていただきます。JAさんが委託をしていた最初の14年のときでございますが、そのときは800万弱の金額でございますが、民間一般企業でも、一般業者でもそういった価格の設定はあり得るというふうには思っているところでございます。入札が次年度であります、不調になったというふうなことでございまして、それは価格のつり上げかなというふうな、こちらでは理解をしているところでございます。

シルバー人材センターが落札をしているわけでございますが、おっしゃるように、700万弱というふうな価格に今はなっているところでございまして、厚生常任委員会の中でも、ご意見も賜ったところでございますが、債務負担の金額というのは、上限の設定というふうなことでございまして、その価格というのは、今私どもでは14年のときのJAさんが落札をしたところの想定をすることでございますが、しかし、16年の実績がありますから、実施の際には、その辺も含めてご検討させていただきたいというふうにご検討しているところでございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、債務負担行為はこれぐらいやりますけれども、要するに最低制限価格を低い位置にするという、こういう意味で来年度はしたいということですか、今の答弁の仕方は。

大沼 久委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。まだ決定というふうなことではない。まず上限の設定ということでございますので、実施の際には予定価格の設定をどの辺にするかということをご検討したいというふうにご検討しているところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういうふうにするしか方法がなくなるんだと思います。というのは、この議論はやっぱり4年前からな、3年前からかな、議論して、余り議論にならないですよ。どうしてかという、こう見積もって民間の会社が普通に見積もっていけば、やっぱりどう見たって800万ぐらいかかるんじゃないかと思うんですよ。というのは、例えば採用している人、JA葬祭社の3人の方たちにしてみれば、社会保険や何か入っていますしね。当然退職金の引当金みたいなものを多分必要なんでしょう。普通の職場はそうですね。

ところが、シルバー人材の場合ですと、そこが要らないですね。事務経費も不用、事務経費要らないとは言わないですね。公的な補助も受けていますし、社会保険なんかはもちろん入っていないわけですしね。もともとやっぱり競争入札することそのものがやっぱり不つり合いのような気がしてしょうがないんです。

だから、今回実施するに当たっては、要するに800万円というのは、いわゆる民間の方でやっていくには諸経費もかかるし、これぐらいなんだらうと。しかし、その上限でないというふうにおっしゃっていますから、諸経費かからないシルバー人材さんが一番有利だというふうに最初からわかっているわけで、その低い位置で設定するというようなことでありますので、まずこの分については理解したいと思います。大沼 久委員長 ほかにございませんか。

15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 文化生涯学習課長にお尋ねをいたしますが、16ページの文教の杜ながい費にその説明の中で、旧西置賜郡役所トイレ改修工事とこうなっています。前に一般質問で私も旧西置賜郡役所というのは、何とかして早くこの住民の方々にこの愛される、あるいは親しまれる、そういう名称に変えられないものか。

また、同時にあの地域の歴史的なことも振り

返りながら、卯の花城と一時は江戸との後期には、卯の花岳と言われたり、あるいはつい最近まで小桜城などというふうに言われたり、少なくとも旧郡役所というのは、最近の話ですからね。ぜひこれは名前を変えてもらいたいもんだという提案をしていたんですが、その後どのような検討をなされたか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 平進介文化生涯学習課長。

平 進介文化生涯学習課長 旧西置賜郡役所の愛称というふうな件でございますけれども、さきの質問でもお答えしたというふうに思いますが、文化財調査会等のご意見などもお聞きしながらというふうなことで、その会議がまだ開催されておりません。つきましては、現在文化担当課として考えておりますのは、市報等で公募しながら新年度早々ぐらいにそういった愛称で持っていけるのかどうかということで、とりあえず文化財調査会の方にお諮りしたいというふうに考えておるところでございます。

+ 大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 この文化財調査会の会長さんといいますが、そういった方にどのような相談をされて延びているのか。その点はどうですか。

大沼 久委員長 平進介文化生涯学習課長。

平 進介文化生涯学習課長 文化財調査会の方の会合が、年に何回かしかないというふうなお話でございますので、その会合の折りにこの件についてお話ししたいというふうなところで、その会合を開いていただける時期待ちというふうな状況になっております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 随分時間のかかる話だと。実は白石市からこのような申し出がありました。片倉小十郎というこの伊達正宗の家臣の筆頭家臣ですね。家臣と言っても正宗よりは年が上なんです、その小十郎の生家、生まれたところは長井市であるというふうなことで、ぜ

ひこの白石市と縁を結ばれたら幸せだというふうなこういう申し出も私も聞いておりますし、昨年生涯プラザで何という名前でしたか、大学の先生を呼んで、講習会ありましたね。あの講習の中に秋田大学の新野教授がお見えになっておられましたが、この新野教授というのは、伊達家文書の筆頭者の研究で、有名な方でありまして、この方も長井が生家だと、はっきり言っております。残念ながら、文化財調査会の中に委員の中にそれを否定する方もおられるんですね。どちらが私は正しいかわかりませんが、そういう関係でこの話がおくれているのかなとこんなふうにご悪く勘ぐっているんですが、そのことはないですか。

大沼 久委員長 平進介文化生涯学習課長。

平 進介文化生涯学習課長 そういったことは全くございません。あくまでもその文化財調査会の次回の会議を、こちらでは待っているというふうな状況でございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 白石市には片倉小十郎の墓地もあって、そこに山形県長井市という解説もはっきりと刻み込まれております。そういったことなどもあって、しかし、それに別にこだわる必要はないわけですが、ぜひこの愛称を早くつくってもらった方が、この先ほど我妻委員の方からもなかなか夢のある話を出されておりましたが、ぜひそれに結びつけられるような施策、いつまでたってもまだまだというふうな返答では、ちょっとおかしいんでないかと。そして、また、市民の方々からも旧西置賜郡役所というので、このコンサートというのはもう不粋な話だという話もありますので、ぜひ急いでいただきたい。

大沼 久委員長 平進介文化生涯学習課長。

平 進介文化生涯学習課長 旧西置賜郡役所につきましては、新年度以降新たに市民の皆様の方々に開放しながら、活動拠点としてお

越しをいただくというふうなことにしております。あわせて、その名前につきましても、4月当初から新たな名称、愛称で呼んでいただけるようなことにつきまして、早急に調査会等の委員長さん等にもこちらからお願いいたしまして、その判断をいただきながら、できれば市報等の公募によりまして募集してまいりたいというふうに考えております。

大沼 久委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 ほか質疑もないので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 平成16年度長井市  
公共下水道事業特別会計補正予算第  
1号についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第75号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 平成16年度長井市  
介護保険特別会計補正予算第1号  
についての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第76号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 平成16年度長井市  
訪問看護事業特別会計補正予算第2  
号についての質疑

次に、議案第77号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 平成16年度長井市  
水道事業会計補正予算第3号につい  
ての質疑

大沼 久委員長 次に、議案第78号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 質疑もないので、議案第78号についての質疑を終結いたします。

以上で、各会計補正予算に対する質疑は全部終了しました。

これより、各会計補正予算に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第74号、平成16年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、採決いたします。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号、平成16年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

+

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号、平成16年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、平成16年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、平成16年度長井市水道事業会計補正予算第3号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る22日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

大沼 久委員長 以上をもって予算特別委員会は閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時02分 閉会

閉 会